

# 首都大学軟式野球連盟大会規定

## 第1章 公式大会

### 第1条 (公式大会の種類)

本連盟は、下記の大会を公式大会とする。

- 1、春・秋リーグ戦
- 2、春・秋新人戦
- 3、全日本大学軟式野球選手権大会
- 4、東日本大学軟式野球選手権大会
- 5、その他、本連盟が承認した大会

### 第2条 (公式大会)

本連盟のチーム及び構成員は、本連盟の公認する大会以外、主管又は、参加する事は出来ない。

## 第2章 出場資格

### 第3条 (出場資格)

本連盟の公式大会に出場する構成員は、事前に連盟に対し登録した者でなければならない。

### 第4条 (登録の手続き)

登録は、首都大学軟式野球連盟規約（以下、連盟規約）に定める手続きに従って行わなければならない。

### 第5条 (追加登録)

追加登録は、連盟委員会の承認により随時出来るものとする。但し、連盟規約第9条の条件を満たしたもののみ、これを認める。

## 第3章 出場登録

### 第6条 (出場登録)

試合に出場するチームは、当該試合前に主審および公記、対戦チームに対し、本規定第7条第1項および第2項に従い、メンバー表を提出し、事前に連盟に登録した選手およびマネージャーを出場登録しなければならない。

### 第7条 (メンバー表の交換および攻守決定)

- (1) 第1試合に出場する両チームの主将は、試合開始予定時刻の35分前に、メンバー表5通を持って本部席に集合する。
- (2) 第2試合以降のチームの主将は、前試合5回終了時にメンバー表5通を持って本部に集合する。
- (3) 試合の攻守はメンバー表交換時に（審判又は大会本部役員立会いの下）主将のジャンケンによって決定する。

### 第8条 (出場制限外選手・マネージャー)

当該試合に出場登録されなかった者は、グラウンドに入る事を禁止する。

### 第9条 (出場登録選手の確認)

出場登録選手の確認は、公記がこれを行う。

## 第4章 服装・用具

### 第10条 (ユニフォーム)

- (1) 同一チームの選手は、色・形並びに意匠が同じユニフォームと外から見える部分が同色のアンダーシャツ・ストッキングを着用しなければならない。
- (2) 意匠のうち、胸には学校名を入れる事とする。
- (3) バッティンググローブおよびリストバンドは、学生らしいものであればデザインは自由とする。ただし、投手はリストバンドをすることを禁止とする。
- (4) ユニホームズボンについては裾をふくらはぎ上部まで上げること。これをチームで統一すること。パンタロンタイプのズボンは禁止とする。

### 第11条 (背番号)

- (1) 主将は10番、コーチは28番および29番、監督は30番をつける事とする。主将以外の選手はそれ以外の1番から99番までの任意の整数とする。
- (2) ユニフォームの背中には、背番号以外のマーク等をつけてはならない。

### 第12条 (グラウンドコート)

走者となった投手およびコーチアズボックス内のコーチを除き、グラウンドコートを着用してプレーしてはならない。

### 第13条 (スパイク)

スパイクは、メーカーは問わないが、チーム内で統一された色のものを使用しなければならない。

### 第14条 (用具)

- (1) 金属バットは（公財）全日本軟式野球連盟公認（JSBB マークのあるもの）を使用すること。
- (2) 打者・走者は（公財）全日本軟式野球連盟公認（JSBB マークのあるもの）のヘルメットを着用すること。

と。またひび割れ、破損しているものの使用は認めない。

- (3) 打者のエルボーガード、フットガードの使用は禁止とする。
- (4) 捕手は（公財）全日本軟式野球連盟公認（JSBB マークのあるもの）のレガース・ヘルメット・マスク・スロートガード・プロテクターを必ず着用すること。特に、ノック時およびブルペン内ではレガース・ヘルメット・プロテクターの着用を義務付ける。また、セーフティーカップに関しては、いずれの場合においても着用を推奨する。
- (5) コーチヤーズボックス内のコーチのヘルメット着用を義務付ける。

#### 第15条 （試合外での服装）

- (1) 試合会場までの行き帰り時の服装は、正装（ネクタイ着用）とする。但し、夏季においては、クールビズを推奨し、ノーネクタイ、ポロシャツの着用を許可する。
- (2) 学生らしくない華美な装飾品はすべて厳禁とする。
- (3) 連盟会、総会、理事会、納会などの公式行事に出席する時は、別段の指示がないときは正装とする。

### 第5章 リーグ戦及び新人戦

#### 第16条 （順位決定）

- (1) リーグ戦の順位は、各チームの総当たり戦による勝利数により決定する。
- (2) リーグ戦の順位決定後、上位大会への出場チーム決定のため、上位3チームによる決勝トーナメントを行う。

#### 第17条 （順位決定の優先権）

- (1) 順位決定の優先権は、勝利数・直接対決の結果・得失点差の順とする。
- (2) 前項で定めた優先権がすべて同一の時は順位決定戦（プレーオフ）を行う。
- (3) 順位決定戦の開催方法については、リーグ開催に関する連盟委員会で年度毎に決定する。

#### 第18条 （試合時間）

- (1) 試合は、9回制とする。但し延長戦になったときは、2時間30分を越えて新しいイニングに入る事は出来ず、タイブレークを行う。
- (2) タイブレークは、前回の最終打者を1塁走者、その前の打者を2塁走者、さらに前の打者を3塁走者としてノーアウト満塁より開始し、勝負がつくまで行う。決着がつかない場合は延長15回まで行い、それでもなお決着がつかない場合は翌日再試合を行う。前回の最終打者3名のうち投手についてのみ、臨時代走を置くことができる。バッターランナーとして塁に出た場合は、これを認めない。
- (3) タイブレークにおける個人記録は、個人記録には含めない。
- (4) 新人戦は、公式戦と同じ条件とする。
- (5) コールドゲームは、5回以降10点、7回以降7点差とする。

#### 第19条 （試合成立）

- (1) 降雨や日没等により試合継続が不可能になった時は、既に5回が終了している場合かつ得点差がある場合は、試合成立とする。
- (2) 後攻チームの得点が先攻チームの得点より多い場合は、5回の表又は5回の裏の途中でも試合成立とし、その際の個人記録は、5回の表までのものとする。
- (3) 試合が成立しなかった場合はノーゲームとし、後日改めて試合を行うものとする。
- (4) 試合継続の判断は審判・公記が行うものとする。

#### 第20条 （試合日程）

試合の日程は、連盟委員会で決定する。尚、一度決定した日程は、原則として後日変更出来ないものとする。但し、止むを得ない事由により変更の必要がある時は、連盟委員会に上程し判断を仰ぐ事とする。

#### 第21条 （試合放棄）

- (1) 試合開始35分前までに正当な事由なく、9名以上の登録選手が集合していない時は、主審と公記が協議の上、試合放棄の決定を下すものとする。
- (2) 試合放棄したチームへの対応は、連盟委員会にて首都大学軟式野球連盟大会規則違反罰則規定に従い、決定する。
- (3) 試合放棄におけるスコアは、7-0（7回コールド）とし試合放棄したチームの負けとする。なお、両チームが試合放棄した場合には、いずれも同スコアで負けとする。
- (4) 試合放棄における個人記録は、試合放棄したチームおよび対戦チームともに記録なしとする。

#### 第22条 （タイム）

- (1) タイムは1分間を限度とする。ただし、審判が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) タイムの開始はプレイヤーの要求したときではなく、審判が認めたときである。
- (3) 守備側のタイム制限数は4回までとする。また、この場合のタイムとは、「捕手」または「内野手」が投手のところに集まり投手と協議を行った場合のことを指す。よって、打者走者が進塁時のプレーに伴い靴ひも等のゆるみを直す際のタイム取得は上述の「タイム」には含まない。また、タイムの判断は人数ではなく、時間を基準として主審が判断する。なお、延長戦となった場合は1イニングに1度タイムをとることができる。
- (4) 審判がタイムをコールし、ベンチから投手へ指示を行う場合は、ベンチから出て行くのは監督、コーチとし、その場合のタイムは監督によるタイムと見なし、(3)のタイムには含まない。ただし、(4)

におけるタイムが1イニングに2回あれば、その時点で投手は交代しなければならない。また(4)におけるタイムの際、「捕手」または「内野手」が投手のところに集まり投手と協議を行った場合は(3)のタイム制限数の4回に含まれる。

- (5) 投手交代時に「捕手」または「内野手」が投手のところに集まり投手と協議を行った場合は(3)のタイムに含まれない。ただし、投手交代における投球練習後に「捕手」または「内野手」が投手のところに集まり投手と協議を行った場合は、(3)のタイムに含まれる。
- (6) 攻撃側が作戦を相談するためにタイムを要求した機会を利用して「捕手」または「内野手」が投手のところに集まり投手と協議を行った場合は、(3)のタイムには含まれない。ただし、攻撃側の協議が終了した時点において守備側の協議が続いていれば、改めて(3)におけるタイムと見なされることがある。
- (7) 延長では、(3)から(6)までのタイムを1イニングに1回まで認める。

## 第6章 審判

### 第23条 (審判の権限)

本連盟は、審判に対し、絶大なる権限を与えるものとする。

### 第24条 (審判の選出)

本連盟の大会において、構成員が審判を務める時は、審判講習会に参加し審判証を持つ、ルールに詳しいものを選出しなければならない。

### 第25条 (審判の服装)

本連盟の大会において、構成員が審判を務める時は、着帽の上、本規定第15条(1)で定める服装を着用しなければならない。ただし、アップシューズおよび悪天候時等のグラウンドコートの着用についてはこれを認める。

### 第26条 (抗議)

審判の下した判定には、いかなる抗議も認めない。但し、ルールの適用に対して疑問がある時は、主将又は監督に限り、これを認める。

## 第7章 規律

### 第27条 (規律)

本連盟は、公式大会の秩序維持の為、下記の規律を定める。

- (1) 公認野球規則に従った、審判の判定には服従すること。
- (2) 大会秩序を乱したり、その進行を妨げたりする行為の禁止。
- (3) グラウンド内は一切の暴力行為の禁止
- (4) グラウンド内は一切の危険行為の禁止
- (5) グラウンド内は一切の野次の禁止。
- (6) 不正登録の禁止。
- (7) 放棄試合の禁止。

### 第28条 (法規違反)

チームまたは構成員、チーム関係者が本規定に違反した場合、連盟委員会または公記、四審により相当な処分を与えるものとする。

### 第29条 (責任の所在)

個人の規則違反は、チームの責任とする。

### 第30条 (改廃)

本規定の改廃は、総会において総票の3分の2以上の賛成を以って為す。

## 附 則

この規定は、平成5年5月17日から施行する。

施行	平成5年5月17日
第1回改正	平成24年3月3日
第2回改正	平成27年2月8日
第3回改正	平成28年1月24日